

日向市監査委員告示 第5号

地方自治法第199条第9項の規定に基づき
令和4年度行政監査の結果を別紙のとおり
公表する。

令和5年3月20日

日向市監査委員 成 合 学

日向市監査委員 西 村 豪 武

令和 4 年 度

行政 監 査 結 果 報 告 書

指定管理者による公の施設の管理運営及び
モニタリングの状況について

令和 5 年 3 月

日向市 監 査 委 員

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項に基づく行政監査

2 監査のテーマ

指定管理者による公の施設の管理運営及びモニタリングの状況について

3 監査の目的

公の施設の管理運営については、日向市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年条例第19号）が制定されてから17年が経過し、全33施設の管理運営を指定管理者が行っている。（令和4年10月1日現在）

そこで、本市の指定管理者による公の施設の管理運営が制度の目的に沿うものとなっているかを、モニタリングの実施状況等から把握し、公の施設のサービスの向上に資することを目的として、行政監査を実施した。

4 監査の対象

（1）対象課

指定管理者制度を導入している公の施設の所管課
総合政策部 行政改革・デジタル推進課

（2）監査の範囲

原則として、令和3、4年度の指定管理者制度導入施設にかかる事業

5 監査の着眼点

公の施設の指定管理者制度の目的に沿いその事務が行われているかについて、主に次に掲げる着眼点から監査した。

（1）指定管理者の選定・指定は、法、条例等に根拠をおいているか。

（2）協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。

（3）管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手續等は適正になされているか。

（4）事業報告書の点検は適切になされているか。

（5）指定管理者に対して適時かつ適切に当該業務又は経理の状況に関し報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。

6 監査の主な実施内容

指定管理者制度を導入している施設（以下「指定管理施設」という。）の全ての所管課に対して、調査票により照会を行った。

また、一部の施設を抽出し、関係書類を調査・確認するとともに、見解等を聴取した。

更には、指定管理者制度所管課に対して、関係書類の提出を求め、調査・確認するとともに見解等を聴取するなどの方法により行った。

なお、監査の結果等には、これまでの定期監査や、財政援助団体監査で指定管理者制度等について把握した事項も合わせて参考とした。

7 監査の日程

令和4年12月20日から令和5年3月17日まで

第2 監査の結果

1 本市の指定管理者制度導入状況

(1) 公の施設について

「公の施設」とは、地方自治法第244条第1項において、「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」と定義されており、おおむね次の要件を満たすものと考えられている。

- 施設を設置した普通地方公共団体の住民が利用する施設
- 法律又は条例の規定により設置されているものであること
- 住民の福祉を増進する目的で住民が利用する施設

※利用の目的が、競輪場、競馬場などのように普通地方公共団体の収益事業のための施設、留置場のように社会公共秩序を維持するために設けられる施設、試験研究施設は公の施設の対象外

具体例としては、施設の分類ごとに以下の施設があげられる。

なお、これらの分類は、国（総務省）の「公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査」（令和4年3月、総務省自治行政局）における施設の分類を参考にした。

- レクリエーション・スポーツ施設…体育館、キャンプ場など
- 産業振興施設… 農産加工施設、産業情報提供施設など
- 基盤施設… 公園、公営住宅、駐車場、水道施設、霊園、斎場など
- 文教施設… 図書館、博物館、公民館、市民会館、文化会館など
- 社会福祉施設… 診療所、特別養護老人ホーム、児童館、保育所など

(2) 本市の指定管理者制度導入の状況

本市の指定管理者施設数の状況は、表1のとおりである。

(表1) 過去5年間の指定管理施設の状況 (基準日: 4月1日※)

年度	施設数	備考
平成 30 年度	35	
令和 元 年度	36	市営住宅(新規)
令和 2 年度	36	サンパーク温泉施設(～R2)
令和 3 年度	35	細島地区コミュニティセンター(～R3)
令和 4 年度	33	鶴野内農産加工施設(～R4.9)

※令和4年度のみ10月1日

本市においては、公の施設のうち33施設で指定管理者制度を導入(表2)している。

施設の分類別に見ると、文教施設10施設、レクリエーション・スポーツ施設8施設、社会福祉施設8施設などとなっている。

(表2) 指定管理者制度を導入している日向市の公の施設の状況

区 分	施設数 (%)	公の施設名
1 レクリエーション・スポーツ施設	8 施設 (24.2%)	日向サンパークオートキャンプ場 日向サンパーク体育施設 石並川キャンプ場 牧水公園交流施設 体育センター 武道館 お倉ヶ浜総合公園 大王谷運動公園
2 産業振興施設	3 施設 (9.1%)	東郷町農産加工施設 畜産資源リサイクルセンター 農村交流館
3 基盤施設	4 施設 (12.2%)	日向岬グリーンパーク 塩見農村公園 日向市駅東駐車場 市営住宅
4 文教施設	10 施設 (30.3%)	男女共同参画社会づくり推進ルーム 市民活動支援センター 美々津軒 美々津まちなみセンター 美々津まちなみ防災センター 歴史民俗資料館 細島みなと資料館 文化交流センター 若山牧水記念文学館 若山牧水生家
5 社会福祉施設	8 施設 (24.2%)	障害者センター 日知屋児童センター 大王谷児童館 老人福祉センター 美々津老人福祉センター 平岩ふれあい館 日向市立ひまわり寮 日向市立鈴峰園
合 計	33 施設	

(注) 施設の分類は、総務省の「公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果」(令和4年3月、総務省自治行政局)を参考にした。

2 監査の結果

公の施設の管理運営が指定管理者制度の目的に沿うものとなっているかを、モニタリングの実施状況等から把握するため、指定管理施設の所管課に対して調査票に

より照会を行った。

調査回答を受け、不明な点等があった場合は、さらに所管課へ聴き取りを行った。

指定管理施設のうち、2施設を選定し、関係資料の提出を求め調査を行った。

また、指定管理者制度所管課に対して、提出された資料及び指定管理施設の調査結果に関して指定管理者制度所管課の把握や指導等が必要と思われる点について聴き取り等を行った。

調査の概要及び主な結果等は以下のとおりである。

(1) 調査内容

① 指定管理施設の所管課 11 課に対して調査を実施。

② 指定管理施設の管理状況について以下の資料の提出を求めた。

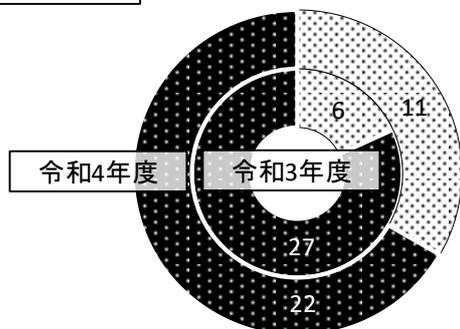
施設名 日向市農村交流館 農業畜産課所管

日向市営住宅 建築住宅課所管

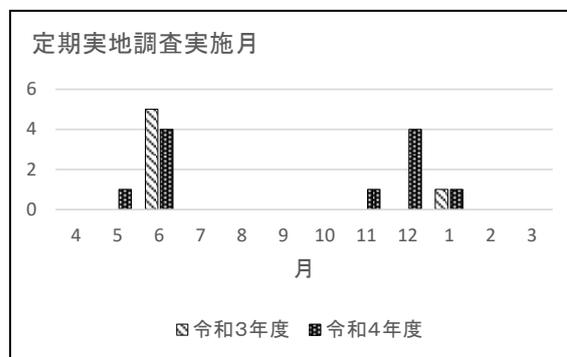
資料等 令和3年度事業報告書、令和4年度月報、基本協定、年度協定、
実地調査、実地調査チェック表、モニタリング実施起案など

(2) 調査結果等

定期実地調査



□ 実施している ■ 実施していない



① 定期実地調査、モニタリングの実施について

定期実地調査については、「日向市指定管理者制度導入施設モニタリング指針」（以下「指針」という。）で「毎年度1回」行うことが謳われている。

令和3、4年度の実施状況は、令和3年度が6施設、令和4年度（令和5年1月調査時点）は11施設であった。

実施した月は、6月が最も多く、令和3年度が5施設、令和4年度が4施設であった。施設所管課は、指定管理者からモニタリングチェックシート等の提出を4月末日までに受け、市は6月末日までに総合評価を行う。その後、指定

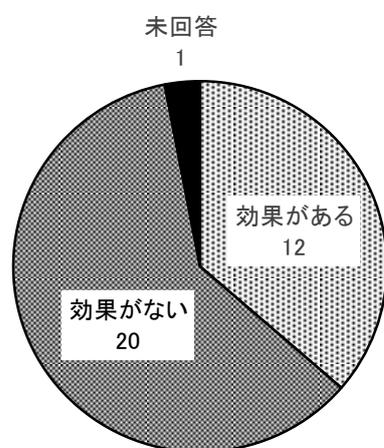
管理者及び指定管理者制度所管課へ送付・提出する必要がある、そのために6月で実施しているものと思われる。

なお、指針には定期実地調査の時期は「原則として年度の間時」とあり、1施設が11月に実施していた。

一方、定期実地調査を実施していない施設は、22施設で全体の66.7%（令和5年1月調査時点）であった。

実施していない理由として、指定管理者が行う定例会議へ毎月出席し、書類閲覧や聴き取りを行っているから、とした施設があった。

モニタリングの効果



定期実地調査、モニタリング等の効果について、実施の効果があったとした施設は12施設で、施設の修繕必要箇所の把握ができたことや利用料金の徴収の誤りが判明し改善を図ったなどの事例が挙げられている。

一方で、効果がないとした施設が20件（60.6%）であった。

「施設運営について、年1回関係者間で課題を協議する場を設けているため」として、定期実地調査やモニタリングに限った効果はないとした施設もあった。

【意見、要望等】

実地調査等については、日向市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第10条に「指定管理者に対し、その管理業務及び経理の状況に関し、定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し…又は必要な指示をすることができる。」とあり、このことから必要に応じて行うものと解釈され、定期実地調査を実施している施設が少なかったとも考えられる。

実地調査等は、「施設の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。」との地方自治法第244条の2の規定を根拠に行うものである。

指定管理者が行う定例会議へ毎月出席し、書類閲覧や聴き取りを行っているとして、定期実地調査を実施していない施設もあるが、実地調査は、定期的な会議等への出席とは目的が異なるものと言える。指定管理者との定期的な会議

で指定管理者との連携を図っているとして、定期実地調査等が行われていないとすれば、実地調査等の趣旨、目的を再度確認する必要があると考える。

市の指針の様式集には参考様式としてチェック表が示されており、施設の維持管理に関するチェック項目や指定管理施設の経理と団体の経理が明確に区分されているか、などの経理関係についてのチェック項目も示されている。

同表を活用することで、具体的に指定管理者の業務の状況が把握でき、指定管理者による公の施設の管理運営が指定管理者制度の目的に沿うものとなっているかについて、指導監督できると思われる。

また、指定管理者が行うモニタリングチェックシートの自己評価と、市が行う総合評価に大きな相違が見受けられたので、評価基準の考え方を指定管理者へ周知する必要がある。

② 利用料金や使用料の取扱いについて

(表 3) 施設の使用料等別施設数

使用料等の状況	施設数 (施設)	備考
利用料金制導入	9	
使用料	13	
使用料を徴収していない等	11	使用料を徴収していない施設 9 施設 負担金徴収を市が行う施設 2 施設
合計	33	

ア 利用料金制度を採用している施設

利用料金は、地方自治法第 244 条の 2 第 9 項で、「あらかじめ利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない」と規定されている。

そこで、どのように利用料金の承認を受けているかの手続を調査した。

利用料金制度を導入している施設は 9 施設で、承認手続を書面で行っている施設はなかった。

承認手続を行っていない理由として、利用料金は、条例に規定する使用料と同額であるため、とした施設が見られた。

また、一部の施設で、条例には規定していない利用料金の収受が見られた。この施設では、規則に利用料金承認申請書の様式が規定されていたが、実際の手続は確認できなかった。

イ 利用料金制度を採用していない施設について

利用料金制度を採用せず施設の使用料等の収納を指定管理者に行わせる場合は、収納事務の私人委託契約を締結し告示をする必要がある。

また、市へ払い込む期日を私人委託契約で定めることが市財務規則第 54 条に規定されている。

アンケートで、収納事務の私人委託契約に払込みの期日を定めているかを聞いたところ、施設の使用料等の収納事務について指定管理者と収納事務の私人委託契約を締結している 13 施設のうち、市への払込み期日を定めているのは 1 施設で、残る 12 施設は、期日を定めていなかった。

【意見、要望等】

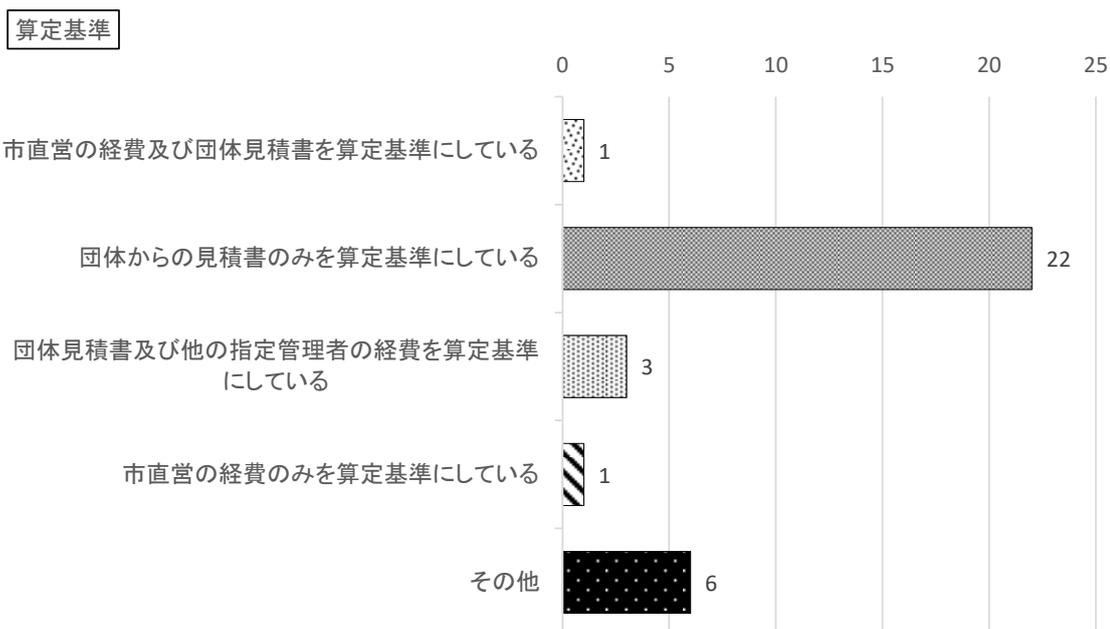
指定管理者制度の趣旨は、公の施設の管理における民間事業者等の能力の活用にある。利用料金制度では、条例で料金の上限を定め、その範囲内で指定管理者が料金を定めることが可能である。指定管理者が施設の利用を促進したりサービスを向上させる目的で機動的に利用料金制度を運用できるようにするためにも、利用料金の承認手続について必要な手続を定めておくことが有効であると思われる。

また、利用料金制度を導入している施設は、書面での承認手続を行うことにより利用料金の把握や確認も容易に行えるため、誤った料金を徴収するなどのリスクが減少すると思われる。

利用料金制度を導入していない施設は、指定管理者が使用者から収納した使用料等を、収納事務の私人委託契約に定める期日までに市へ払い込むよう市財務規則に規定されている。現状のように、その期日が定められていない場合、仮に指定管理者の払込事務に遅れが生じるようなことがあった場合、指定管理者に対して実効性のある適切な指導が行えるのかを危惧する。

なお、指定管理者制度所管課は、私人への収納事務委託の告示手続を行っているが、収納事務委託契約書の参考様式を例示する際には、市財務規則の当該規定の趣旨を踏まえたものとするのが有効であると考えられる。

③ 指定管理料の経費の算定等について



ア 指定管理料の算定について

団体からの見積書のみを算定基準にしている施設が 22 施設（66.7%）であった。このほか、団体の見積書及び他の指定管理者の経費を算定基準にしている施設が 3 施設、市直営の経費のみを算定基準としている施設が 1 施設あった。

また、その他として、選定当初の収支計画書や物価情勢等を勘案し算定している事例などがあつた。

イ 事業報告書について

指定管理者はモニタリングの一環として、毎年度終了後、30 日以内に事業報告書を作成し、提出することとなっている（条例第 9 条第 1 項）が、このうち、第 3 号「管理に係る経費の収支状況」についての記載方法が各指定管理者によって様々であつた。

前年度の指定管理料の収支差（剰余金）を、繰越金として翌年度の収支状況に記載している例や、収支が一致するよう指定管理者が持つ他会計へ繰出しして、剰余金が発生しないようにしている例が見受けられた。

また、指定管理料について、コロナ禍の影響等で公の施設の運営や指定管理者の事業が当初の計画どおりに実施できなかったとして、指定管理年度協定を変更し、指定管理料の変更を行うなどにより精算をしている例も見られた。

【意見、要望等】

指定管理者へ求める事業報告は指定管理者の施設の管理の実態を把握するために提出を求めるものである。収支報告書は、事業報告書の内容を財務の面から補完する資料で、事業の実情を把握するための重要な資料である。

本市の各指定管理施設の収支報告書の記載方法は、ルールが定まっておらずまちまちとなっていて、収支報告書の信頼性にも影響が生じかねない。また、財務情報は指定管理者の状況を把握し監督するための有用な情報であるにもかかわらず、十分に活用されていないなどの影響も見られる。

剰余金の取扱いや指定管理施設の直接経費以外の間接経費を記載するかどうかなどを明確にし、収支報告書の記載上のルールを定めることが必要である。これにより、指定管理者制度運用の透明性が向上する。

また、指定管理料の精算については、インセンティブについても配慮し、精算を行う場合は基本協定に記載するなどして指定管理者との共通理解の上に実施することが肝要である。

3 むすび

公の施設の管理運営については、条例制定から17年経過し、現在、33施設の管理運営を指定管理者が行っている。(令和4年10月1日現在)

また、令和3年2月に策定された「第2次日向市行財政改革大綱 実施計画書」には、「基本方針3 効果的・効率的な行政経営の推進」の中で指定管理者制度の活用が掲げられている。

そこで、今回、本市の指定管理者の現状について、モニタリングの状況等から指定管理者制度が制度の目的のとおり活用されているかについて、行政監査を実施したところである。

その結果、利用料金承認手続の漏れや使用料や自主事業の取扱、収支報告書の作成等について、各指定管理施設によりまちまちで、改善が必要なものが多数見られた。

このことから、これらについての市としての統一的な取扱方針があれば改善が容易に図られる点を所管課に対して提案したところである。

今後においては、「指定管理者が負担する施設の修繕費用総額の明確化」や「有効性のある自主事業の展開を積極的に促す方策の整備」について検討を加え、その結果を反映した「指定管理者制度の運用に関する指針(ガイドライン)」を速やかに策定していただきたい。

新たな指針等を通じ、本市の指定管理者制度の効果的な運用が拡充され、ひいては公の施設の設置目的に沿ったサービスがますます向上することを望むものである。